

《記入例》 転勤・転籍により別の事業所で特別徴収をする場合

下記記入例は、10月に転勤した給与所得者の徴収方法を、11月分から新しい事業所での特別徴収に変更する場合。

(ア) 特別徴収税額の通知書の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。 (イ) (ア)のうち、何月分から何月分まで、いくら徴収したかを記入してください。 (ウ) (ア)から(イ)を差し引いた金額を記入してください。		給与所得者異動届出書										年度 2. 新年度 3. 両年度 12345678	
令和 〇〇 年 10 月 1 日提出		所在地 〒 516-0037 三重県伊勢市岩淵1丁目〇番△号 フリガナ カブシキガイシャ イセシ 氏名又は名称 株式会社 伊勢市										宛名番号 1 所属 人事課 給与係 氏名 二見 二郎 電話 0596 - 21 - **** 内線 ()	
個人番号(マイナンバー)又は法人番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		(ア) 特別徴収税額(年税額) 152,500 円		(イ) 徴収済額(納付済額) 63,600 円		(ウ) 未徴収税額(ア) - (イ) 88,900 円		異動年月日 R 〇〇 年 10 月 7 日		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c		異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 ⇒①を記入 2. 一括徴収 ⇒②を記入 3. 普通徴収(本人納付) ⇒③を記入	
フリガナ イセ イチロウ 氏名 伊勢 一郎 生年月日 元号 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 個人番号(マイナンバー) 1 受給者番号 1月1日現在の住所 伊勢市小俣町元町〇〇番地 異動後の住所 津市広明町△△番地		(ア) 特別徴収税額(年税額) 152,500 円		(イ) 徴収済額(納付済額) 63,600 円		(ウ) 未徴収税額(ア) - (イ) 88,900 円		異動年月日 R 〇〇 年 10 月 7 日		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c		異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 ⇒①を記入 2. 一括徴収 ⇒②を記入 3. 普通徴収(本人納付) ⇒③を記入	

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)

特別徴収義務者指定番号 新規 法人番号 8	所在地 〒 519-0503 伊勢市小俣町元町△△番地 フリガナ カブシキガイシャ オバタチョウ 伊勢市で指定番号をお持ちでない事業所は「新規」を○で囲んでください。 株式会社 小俣町		担当者連絡先 所属 人事課 給与係 氏名 御菌 一郎 電話 0596 - 21 - **** 内線 ()		新しい勤務先へは、月割額 12,700 円を 11 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。		受給者番号 納入書の要否(新規の場合のみ記載) 2 1. 必要 2. 不要	
--	--	--	--	--	---	--	--	--

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。	「特別徴収税額の通知書」をもとに、徴収する月割額を転勤・転籍をする事業所へ必ず連絡していただき、その内容を記入してください。		伊勢市作成の納入書を使用しない場合は「2」を記入してください。	
---	--	--	---------------------------------	--

③ 普通徴収(本人納付)の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)

理由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため 【注】 1~3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。	※市町記入欄	
--	--------	--

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。
 ※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
 ※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

異
 三重県内全市町共通様式
 三重県提出の他の市町町名を記載する場合もご使用いただけます。宛先を訂正